

令和 7 年度第 4 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 7 月 10 日

場所 東北町北総合運動公園
2 階 会議室

令和7年度第4回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和7年7月10日(木) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和7年7月10日(木) 午後2時40分

4. 出席農業委員(14名)

1番	乙 部 繁 作	2番	竹 内 勝 子
3番	沼 尾 京 子	4番	浅 井 弘 志
5番	姥 沢 清 子	6番	小野寺 正八
7番	鶴ヶ崎 勝 也	8番	中 野 一 男
9番	姥 名 修 二	10番	姥 名 黙
11番	久保田 正 一	13番	甲 地 武 彦
14番	藤 井 久	15番	沼 尾 幸 一

5. 欠席農業委員(1名)

12番 甲 地 俊 隆

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

旭 町	姥 名 香 織	漆 玉	岡 山 伴 樹
表 町	山 田 昭 二	小川原	市 川 裕 美

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

土 橋 土 井 文 隆

8. 会議に付した案件

- | | |
|---------|--|
| 報告第 9号 | 農業委員会事務局へ職員併任辞令について |
| 報告第 10号 | 農地の転用事実に関する照会について |
| 報告第 11号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告第 12号 | 令和6年度農業委員会の点検・評価について |
| 議案第 14号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第 15号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第 16号 | 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成要請について |
| 議案第 17号 | 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について |

9. 議事録署名委員

7番 鶴ヶ崎 勝也 9番 蛭 名 修 二

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲 地 徳 彦 事務局次長 沢 居 由香子

11. 書記

事務局次長 沢 居 由香子

- 次 長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。「こんにちは」着席願います。
只今から、6月30日に招集通知しました第3回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、14名で定足数に達しておりますので総会は成立了。
尚、農地利用最適化推進委員4名の出席がございます。
本日、12番甲地俊隆委員より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 会 長 (会長挨拶省略)
- 次 長 ありがとうございました。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告4件、議案4件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、7番鶴ヶ崎勝也委員、9番蛭名修二委員を指名いたします。
尚、書記には、沢居次長を任命いたします。
日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しま

議 長

した。

日程第3 報告第9号 農業委員会事務局への職員併任辞令について、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

1ページをお開き下さい。

報告第9号 農業委員会事務局への職員併任辞令について、報告します。

令和7年7月1日付け併任辞令職員として、社会教育スポーツ課から、荒木浩美主査が併任となりました。

以上、報告となります。

議 長

日程第4 報告第10号 農地の転用事実に関する照会について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

2ページをお開きください。

報告第10号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は7月2日（水）に、沼尾幸一農業委員と、蛇沢清子農業委員、事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

3ページをお開きください。

(受付番号12～14番、朗読説明省略)

以上、3件です。

議 長

只今、事務局より報告第10号の朗読及び説明がありました。

ご質疑等ありませんか。

（質疑なし）の声

質疑なしと認め、報告第10号は原案のとおり報告済みといたします。

日程第5 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

4ページをお開きください。

事務局長 報告第11号 農地法第3条第1項の規定による届出書を受理について、別紙のとおり農地法第3条第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

5ページをお開きください。

(受付番号22番～24番について、朗読説明省略)

6ページをお開きください。

(受付番号25番について、朗読説明省略)

以上、所有権移転4件です。

議長 只今、事務局より報告第11号の朗読及び説明がありましたが、質疑等ありませんか。

(質疑あり) の声あり

蛇名勲 委員 あの5ページの23番の件なんですけど、26,046m²の判別が全部不耕作地となっているのは、どういうことですか。耕作できないような面積でもないように見受けられますけど、説明願います。

事務局長 8月の総会で説明します。

議長 他に質疑等ございませんか。

(質疑なし) 声あり

質疑なしと認め、報告第11号は、原案のとおり報告済みといたします。

日程第6 報告12号 令和6年度農業委員会の点検・評価について議題とします。

事務局より朗読及び説明願います。

沢居次長 7ページをお開きください。

報告12号 令和6年度農業委員会の点検・評価について、青森県農林水産部構造政策課より令和6年度農業委員会の点検・評価について報告を求められ、別紙のとおり回答したので報告するものです。

(8ページ～10ページまで朗読説明省略)

議長 只今、事務局より報告第12号の朗読及び説明がありましたが、質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第12号は、原案のとおり報告済みといたします。

日程第7 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題といたします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 11ページをお開きください。

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請許可書の提出があったので、審議を求めるものです。

12ページをお開き下さい。

(受付番号9番～11番について、朗読説明省略)

13ページをお開き下さい。

(受付番号12番について、朗読説明省略)

14ページをお開き下さい。

(受付番号1～2番について、朗読説明省略)

15ページをお開き下さい。

(受付番号3番について、朗読説明省略)

以上、所有権移転4件、使用貸借権3件です。

議長 只今、事務局より報告第14号の朗読及び説明がありました
が、質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

日程第8 議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 16ページをお開きください。

議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものです。

17ページをお開き下さい。

(受付番号5番について、朗読説明省略)

以上、所有権移転1件です。

議長 只今、事務局より議案第15号の朗読及び説明がありました。

議長 これには、現地調査が行われていますので、沼尾幸一委員より現地調査の報告をお願いします。

沼尾幸一 議案第15号の現地確認調査の報告をいたします。
委員 17ページから19ページの農地法第5条1項の転用について
7月2日に蛭沢委員及び事務局と現地へ出向き、申請人の代理人
が立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場本庁舎から西へ約1.4キロメートルの距離
にあり、上野地区の南農村改善センター付近に位置し申請地の
周囲は宅地化しております。
転用の目的は、普通住宅の建築で現況においては、境界が明確で
あり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当
と判断して参りました。
以上、報告といたします。

議長 ご苦労様でした。
只今、沼尾幸一委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第15号は、原案のとおり許可することに
決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第9 議案第16号 東北町農地中間管理事業における農用地
利用集積等促進計画の作成要請について議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 20ページをお開きください。
議案第16号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集
積等促進計画の作成要請について、農地中間管理機構に対し別紙の
とおり、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定
により、農業委員会の承認を求めるものです。

21ページをお開きください。
(受付番号10番について、議案朗読説明省略)
以上、所有権移転1件あります。

議長 只今、事務局より議案第16号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、議案第16号は、原案のとおり承認すること決定しました。

日程第10 議案第17号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見作成の要請について議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 22ページをお開きください。

議案第17号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について、農地中間管理事業として、実施することが適當と認められるので、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものです。

23ページをお開きください。

(受付番号5番について、朗読説明省略)

24ページをお開きください。

(受付番号6～8番について、朗読説明省略)

25ページをお開きください。

(受付番号9番について、朗読説明省略)

26ページをお開きください。

(受付番号10～11番について、朗読説明省略)

27ページをお開きください。

(受付番号12～14番について、朗読説明省略)

28ページをお開きください。

(受付番号15～16番について、朗読説明省略)

29ページをお開きください。

(受付番号17～19番について、朗読説明省略)

30ページをお開きください。

(受付番号20番について、朗読説明省略)

31ページをお開きください。

(受付番号10番～12番について、朗読説明省略)

32ページをお開きください。

(受付番号13～14番について、朗読説明省略)

33ページをお開きください。

(受付番号15～17番について、朗読説明省略)

34ページをお開きください。

(受付番号18番について、朗読説明省略)

事務局長 35ページをお開きください。
(受付番号1番について、朗読説明省略)
以上、賃貸借16件、使用貸借9件、機構借入再配分1件です。

議長 只今、事務局より議案第17号の朗読及び説明がありました。
質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定しました。
最後に、6月総会の甲地俊隆委員の質疑について事務局より説明願います

事務局長 青森県砂利採取計画認可要領について説明。(説明省略)

議長 只今の説明にご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
第4回東北町農業委員会総会を閉会いたします。